「CSR & コンプライアンス研究フォーラム」フォーラムニュース

発行:「CSR & コンプライアンス研究フオーラム」 広報委員会 〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-14-7 山形ビル3階 TEL 03 (3504) 9800 FAX 03(5157) 3180

E-Mail csm-hq@eco-texj.co.jp

初冬の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立て をいただき、厚く御礼申し上げます。

フォーラムニュース 66 号をお届けします。

11月14日、第59回研究フォーラムセミナーが開催されました



開催にあたり近藤事務局長 より挨拶の後、参加の皆様か ら近況などのご報告をいただ きました。

続いて、株式会社産業情報研究センター(WIC) 調査・情報室長 林 廣和氏から「中国のリサイクル産業」をテーマに、次のようなご講演をいただきました。

中国の広東省と河東地域は、 中国のプラスチックリサイク ル産業の中核的な地域を形成 している。本日は、上海の周 辺の河東地域——江蘇省の蘇 州、無錫などに加え浙江省の 寧波など、中国の廃プラスチックを中心としたリサイクル 産業の話をしていきます。

中国の場合、廃プラスチックを輸入する場合には申請と



許可がいります。許可証を持っていないと輸入ができません。実際には許可証を持っていないところから輸入があります。許可証を持っているところから権利を買って、小分けしてもらって事業をしている。2011年の輸入量で3,300万%の申請がありましたが、うち許

可されたのが 1,900 万分。例年、許可された倍くらいが輸入されている。また、許可された数量がそのまま輸入されるわけではありません。実際に輸入されている量を統計で見ますと、許可量よりさらに少ない状況が今の中国の実情です。申請側の審査が甘いのかというとそうではなく、輸入した量を許可してもらったらこれだけ捌けますというリストを環境保護局 (NEP) に申請するわけですが、NEP で審査する時に処理能力があるのかどうか。その基準を各地域で持っており、工業処理事業所の 1 平方紅当たり何分くらいが最大の処理量かの係数をまず見る。それを見て、いいなら許可を出す。あとは固形堆積物と、排水を含めた水が問題。中国の発展過程ではとくに排水が問題になっていて、今は水を使用するリサイクル工場の設置を認めない省もあります。

再生処理の現場で使われるエネルギー源は電力を中心にしています。ただ、異物が多い



のでそれが網に絡むため、それに付着する物を取り除いて使いたいため、 工場の敷地でそれを燃やしています。 そこから出るものが良くないので、 昨年12月の法律の改正では、それを 行ってはいけないという条項がして ました。そのように、環境に対して 厳しくなっています。ただ、市の認 可を受けていないもぐりの企業もあ るが、収益に関係なく年に一定額の

税金を払っているので違法ではない。それで処理場を運営する権利を確保している。そういう企業が結構あり、リサイクル産業が底辺として成り立っている。産業として、輸入配管シフトを入れてそれを加工し、製品を輸出する企業の収益が上がる構造となっている。そのパターンで来たのが PET (ポリエチレンテレフタレート、ポリエステル)。PET は短繊維需要がメーンであり、再生の数量は年に 300 万~400 万~2 されている。中国の PET ボトルの回収率が実質的に 100%と言われています。

廃プラスチック輸入量で見ると PET は上海が多く、ポリエチレンは広東省が多い。ただ、 PVC(塩化ビニール樹脂、ポリ塩化ビニール。上下下水管などに使われる)の輸入量は、一昨年で 100 万%を超えています。

香港

地域で変化があるのは南米とオセアニア。一時期、東アジアの韓国や香港以外でみるとベトナムなどから増えた時期があったが、最近はそうでもなくなっている。香港は 2003 年から 2012 年までの 9 年間で年平均 5 %の成長率。リーマンショック以降は 3 %程度に低下。ただし、中国が香港経由ではなくダイレクトに輸入するケースが増えている。香港に入ってくる輸入プラスチック+香港内部で発生する廃プラスチックとを併せた 95~99%が中国に輸出されている。香港は、中国に輸出するために貿易参加でありリサイクル産業の世界があります。

日本

中国、香港の統計による 日本からの輸入量と、日本 から中国に輸出している 数量には相当の差がある。 日本の貿易統計によると、 日本は対中、対香港貿易に



よって廃プラスチック貿易が成立しているという特徴があります。率に直すと、2003年から 2012年まで 90%前後。90%前後が対香港に出て、その量は香港そのものの貿易の構造が対中国輸出でほぼイコールであるので、日本から香港の輸出は対中国と考えていいと思います。

構造的に中国と日本、香港あるいは、日本、香港以外の国・地域でみると日本の量が 2001年の 10%ほどから、2011年の 10.4%とほとんど変わっていない。中国が日本から輸入しているという量の比率、つまり中国の輸入量の日本のシェアは変化していない。香港は 50%ほどだったものが、14%と大幅にダウンしている。

日本の比率は変わっていないが、香港経由が増えているものもあるので 2011 年で見ると 151 万 にどが出ている。それでみると 20%ほどのシェアになるので、日本は対中、対香港貿易を中心に廃プラスチックの貿易でがんばっているという気がします。

ベール

中国は元々、ベールの輸入を禁止していました。ベールでトラブルが起こった例が幾つもありました。そのベールを PET に限ってですが 2009 年 7 月に解禁を通達。実質的な解禁は 2010 年 3 月です。中国のリサイクル産業は、収益面で厳しくなっている。それをサポートするためのもの。ただし、輸入する企業はコスト次第と言っていました。2012 年の 1-5 月の認可状況ですが、着実に増えています。

林氏は以下、写真を使って中国の再生 p s (EPS、ポリスチレン)ペレット製額縁等製造事例(上海)、再生 PE (ポリオレフィン)パイプ(再生原料製造~パイプ製造)、再生 PP 樹脂製ハンガー製造ライン(寧波)、再生 PET 短繊維の製造ライン(杭州)——などの製造状況等を説明した。

※ベール:廃プラスチック製品や古紙を圧縮して結束したもの。

事務局よりのお知らせ

次回、第60回定例セミナーは新年1月16日木曜日14:30~を予定しております。 年初、何かとご多忙のこととは思いますが、皆様のご予定に入れていただければ幸いです。

内容については近日、あらためてご連絡を差し上げますので何卒よろしくお願い申し上げます。